

## 第21章 憲法に反する罪

### 第1節 反乱の罪

第472条 以下の目的のなんらかのために暴力的かつ公然に蜂起した者は、反乱罪の犯人である：

- ① 憲法の全部または一部を抹消、停止、改正する。
- ② 国王あるいは摂政または摂政職のメンバーにその特権および権限を、全部または一部で、剥奪または侵奪する、または、その意思に反する行為を強制する。
- ③ 公職のための選挙の自由開催を妨害する。
- ④ 国会、下院、上院または自治州のいかなる立法議会を解散する、集会する、討議するまたは決議することを妨害する、それらにある決議をさせる、あるいは、それらの属性または権限のなんらかを奪う。
- ⑤ 国家領土の一部の独立を宣言する。
- ⑥ 国の政府または自治州の政府評議会(Consejo de Gobierno)を別のものに置き換える、または、自己のために使用または行使する、または、国の政府または自治州政府あるいはそれらのメンバーのなんらかからその権限を剥奪する、または、それらの者にその自由な行使を妨害または制限する、または、その意思に反する行為をなすことをそれらの者のなんらかに強制する。
- ⑦ 政府の従属から何らかの武力を取り去る。

第473条 ① 反乱者を教唆して、反乱を発起した、または、維持する者、および、反乱の首魁は、15年から25年の禁固刑、および、同じ期間の絶対的公権剥奪刑に処せられる；従属的指揮を行使する者は、10年から15年の禁固刑、および、10年から15年の絶対的公権剥奪刑に処せられる；単なる参加者は、5年から10年の禁固刑、および、公雇用または公職について6年から10年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 武器が使用された場合、あるいは、その指揮下の武力と正当な権威に忠実なセクターとの間で戦闘が行われた、または、反乱が、公的または私的財産に大損害をもたらした、電信電話、無線通信、鉄道その他の交通を遮断した、人に対して重大な暴力を行使した、寄付を要求した、または、公金をその正当な投資から横領した場合は、禁固刑は、それぞれ、(前項の)第1群には、25年から30年、第2群には15年から25年、第3群には10年から15年となる。

第474条 反乱が知られた首魁で組織されていなかったときは、事実上他人を指導する、または、主導権を持っている、その名で発布される文書に署名する、または、指揮または代表に類似する他の行為をなす者は、首魁とみなされる。

第 475 条 反乱罪を犯すために、軍隊またはなんらかの武力を誘った、または、集めた者は、反乱者として、5年から10年の禁固刑、および、6年から12年の絶対的公権剥奪刑に処せられる。

反乱が発効した場合は、首魁(promotor)とみなされ、第 473 条に規定される刑が科される。

第 476 条 ① その指揮下にある武装勢力において反乱を抑えるために自己の範囲内にある手段を使わなかった軍人は、2年から5年の禁固刑、および、6年から10年の絶対的公権剥奪刑に処せられる。

② 反乱罪実行に係わることを知見して、直ちに、その上長、または、その職務により当該犯罪を訴追する義務がある当局（\*当局の人的範囲については第 24 条参照）または公務員に告発しない軍人は、前項に規定される同じ刑にその上限を上下限の差分の半分下回らせて処せられる。

第 477 条 反乱実行のための扇動、共謀および教唆は、前数条に規定される公権剥奪刑に加えて、対応する刑より 1 から 2 段階低い刑に処せされる。

第 478 条 本節に規定される犯罪のなんらかを犯す者が当局である場合は、各場合に規定されている公権剥奪刑は、15年から20年の絶対的公権剥奪刑で代替される。ただし、そのような事由が、問題の刑類型で特別に考慮されている場合を除く。

第 479 条 反乱が表明されると、政府当局(autoridad gubernativa)は反乱者に直ちに解散し、撤退するように請求する。

反乱者が、その請求の後、直ちにその行為を止めなかった場合は、当局は、解散させるために有する実力を使用する。

当該請求は、反乱者が砲火を開く瞬間から、なす必要はない。

第 480 条 ① 反乱罪に関係していて、その結果を避け得る時間内にそれを明らかにした者は、刑を免除される。

② 正当な当局に服して、武器を使用する前に捨てる単なる(反乱)実行者には、段階の低い禁固刑が適用される。反乱者が(当局の)請求前に、または、その結果で、解散した、または、正当な当局に服した場合は、同じ刑が科される。

第 481 条 ある反乱において、または、それを原因として犯された特定の犯罪は、本法の規定に従って、それぞれ処罰される。

第 482 条 反乱に抵抗しなかった当局は、12年から20年の絶対的公権剥奪刑に処せられる。

第 483 条 反乱者の指揮下で自己の職務執行を継続する、または、自己の職務の辞職が承認されなくて、反乱の危険があるときに、職務を放棄する公務員は、公雇用または職務について 6 年から 12 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 484 条 反乱者の雇用を受け入れた者は、6 年から 12 年の絶対的公権剥奪刑に処せられる。

## 第 2 節 王室に対する罪

第 485 条 ① 国王、王妃、王子または Asturias の王女を殺した者は、再審可能終身刑に処せられる。

② 国王または王妃の尊属または卑属のいかなる者を、配偶者たる王妃を、または、王妃の配偶者を、摂政を、あるいは、摂政職のなんらかの構成員を殺した者は、20 年から 25 年の禁固刑に処せられる。ただし、当該行為が、本法の別の規定でより重い刑で処罰されている場合を除く。

当該犯罪に 2 個以上の加重事由が伴う場合は、25 年から 30 年の禁固刑が科される。

③ これらの犯罪の（着手）未遂の場合は、1 段階低い刑を科することができる。

第 486 条 ① 国王に、その尊属または卑属のいかなる者に、配偶者たる王妃に、または、王妃の配偶者に、摂政に、あるいは、摂政職のなんらかの構成員に、または、王室の（相続）皇太子に、第 149 条に規定される傷害を引き起こした者は、15 年から 20 年の禁固刑に処せられる。

第 150 条に規定される傷害のなんらかであった場合は、8 年から 15 年の禁固刑に処せられる。

② 他のいかなる傷害を引き起こした者は、4 年から 8 年の禁固刑に処せられる。

第 487 条 国王から、その尊属または卑属のいかなる者から、配偶者たる王妃から、または、王妃の配偶者から、摂政から、あるいは、摂政職のなんらかの構成員から、または、王室の（相続）皇太子から、その人的自由を奪った者は、15 年から 20 年の禁固刑に処せられる。

第 488 条 前数条に規定される犯罪のための扇動、共謀および教唆は、それぞれ規定される刑より 1 から 2 段階低い刑に処せされる。

第 489 条 前数条に係わる人に、著しい暴力または威嚇をもって、その意思に反する行為をするよう強制した者は、8 年から 12 年の禁固刑に処せられる。

前段に規定されるケースで、暴力または威嚇が著しくなかった場合は、1 段階低い刑が科される。

第 490 条 ① 暴力または威嚇をもって、前数条に述べられる人のいずれかの住居に侵入した者は、3年から6年の禁固刑に処せられる。暴力または威嚇がなかった場合は、刑は2年から4年となる。

② 前項に述べられる人のいずれかを、著しく脅迫した者は、3年から6年の禁固刑に処せられる。脅迫が軽かった場合は、1年から3年の禁固刑に処せられる。

③ 国王を、または、その尊属または卑属のいかなる者を、配偶者たる王妃を、または、王妃の配偶者を、摂政を、あるいは、摂政職のなんらかの構成員を、または、王室の（相続）皇太子を、その職務の行使において、または、これら（職務）の時に臨んで、中傷または侮辱した者は、中傷または侮辱が著しかった場合は、6月から2年の禁固刑に処せられ、そうでなかった場合は、6月から12月の罰金刑に処せられる。

第 491 条 ① 前条に述べられる人のいずれかに対する中傷または侮辱は、同条に規定されるケース以外では、4月から20月の罰金刑に処せられる。

② 国王の、または、その尊属または卑属のいかなる者の、配偶者たる王妃の、または、王妃の配偶者の、摂政の、あるいは、摂政職のなんらかの構成員の、または、王室の（相続）皇太子の肖像(imagen)を、王室の尊厳を傷つける恐れがあるなんらかの形で、使用した者は、6月から24月の罰金刑に処せられる。

### 第 3 節 国の制度および権力分立に反する罪

#### 第 1 款 国の制度に反する罪

第 492 条 王位が空位となった時に、または、その資格所有者(Titular)がその権威行使を剥奪されている時に、摂政職または未成年の資格所有者の後見人を指名するための国会召集を妨げた者は、10年から15年の禁固刑、および、10年から15年の絶対的公権剥奪刑に処せられる。ただし、他のより重大な違反実行に対応する刑を害しない。

第 493 条 公然とは反乱しないで、実力、暴力または威嚇をもって、下院、上院または自治州の立法議会の本部(sede)に侵入した者は、召集中の場合は、3年から5年の禁固刑に処せられる。

第 494 条 下院、上院または自治州の立法議会の本部の前で、召集中に、その正常な機能を変えさせて、示威運動または他の種類の集会を組織、指揮または統括する者は、6月から1年の禁固刑または12月から24月の罰金刑に処せられる。

第 495 条 ① 公然とは反乱しないで、武器または他の危険物を携帯して、下院、上院または自治州の立法議会の本部に、自らまたは集団的に請願を提出するために、侵入を図った者は、3年から5年の禁固刑に処せられる。

② 前項に規定される刑は、当グループを組織、指揮または統括する者には、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

第 496 条 国会または自治州の立法議会を、開会中に、または、その委員会のなんらかを、（国会等を）代表する公的行為において、著しく侮辱した者は、12 月から 18 月の罰金刑に処せられる。

前段に規定される侮辱罪の帰責者は、第 210 条に規定される事由が満たされる場合は、刑を免除される。

第 497 条 ① 下院議員、上院議員または自治州の立法議会議員ではなくて、その会議の秩序を著しく乱す者は、6 月から 1 年の禁固刑に処せられる。

② 前項に係わる会議の秩序の乱れが著しくないときは、6 月から 12 月の罰金刑が科される。

第 498 条 下院議員、上院議員または自治州の立法議会議員がその会議に参加することを阻止するために、実力、暴力、威嚇または脅迫を用いた者は、または、同じ手段で、それらの議員の自由な発言またはその議決の発出を妨げた者は、3 年から 5 年の禁固刑に処せられる。

第 499 条 国会または自治州の立法議会の不可侵性を破った当局または公務員は、公雇用または公職について 10 年から 20 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。ただし、当該行為が他のより重い犯罪を構成する場合にその者に対応する刑を害しない。

第 500 条 国会または自治州の立法議会の議員を、現行の法律で設定されるケース以外で、または、同要件なしに、逮捕した当局または公務員は、場合に応じて、本法に規定される刑をその下限を上下限の差分の半分上回らせて科せられ、さらに、公雇用または公職について 6 年から 12 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 501 条 国会または自治州の立法議会の議員を、現行の法律で設定される要件なしに、訴追または起訴した司法当局者は、公雇用または公職について 10 年から 20 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 502 条 ① 法的に要請されて、また、警告の下で、国会または自治州の立法議会の調査委員会に出頭しなかった者は、不服従罪の犯人として処罰される。犯人が当局または公務員であった場合は、さらに、公雇用または公職について 6 月から 2 年の停止刑が科される。

② 護民官、会計検査院または自治州の同様な組織の調査を、これらが要求した情報の送付を不当に遅延して、または、そのような調査に必要な行政文書または書類へのアクセスを困難にして、妨害した当局または公務員は同じ刑に処せられる。

③ 議会調査委員会に召喚され、その証言で真実を欠いた者は、6 月から 1 年の禁固刑または 12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

第 503 条 次の者は、2 年から 4 年の禁固刑に処せられる：

- ① 閣議または自治州の政府評議会が設置されている場所を、暴力または威嚇をもって侵入する者。
- ② 会議で集まっている政府のメンバー、または、自治州政府のメンバーの自由を制限する、または、なんらかの手段で妨害する者。ただし、当該行為が、他のより重い犯罪を構成する場合を除く。

第 504 条 ① 国の政府、司法全体会議、憲法裁判所、最高裁判所、または、自治州の政府評議会または（自治州）高等裁判所を著しく中傷、侮辱または脅迫する者は、12 月から 18 月の罰金刑に処せられる。

前段の規定による中傷または侮辱の犯人は、本法第 207 条および第 210 条にそれぞれ規定される事由がある場合は、刑を免除される。

これらの組織のメンバーがそれぞれの会議に出席することを妨げるために、実力、暴力または威嚇を用いる者には 3 年から 5 年の禁固刑が科される。

② 軍隊、Clases または治安部隊を著しく侮辱または脅迫した者は、12 月から 18 月の罰金刑に処せられる。

前段の規定による侮辱の犯人は、本法第 210 条に規定される事由がある場合は、刑を免除される。

第 505 条 ① 地方公共団体 (corporación local) のメンバーではなくて、その本会議への出席、予定された議事日程の展開、議決の採択を妨害して、本会議の秩序を著しく混乱させる者、または、テロ組織またはグループへの支持を表明する無秩序を引き起こす者は、6 月から 1 年の禁固刑に処せられる。

② テロ組織またはグループの存在に保護されて、地方公共団体のメンバーを中傷、侮辱、強制または脅迫する者は、行なった犯罪に対応する刑より 1 段階高い刑に処せられる。

## 第 2 款 職務権限詐称の罪

第 506 条 その職務権限を欠いて、ある一般的な措置を指示した、または、その執行を中断した当局または公務員は、1 年から 3 年の禁固刑、6 月から 12 月の罰金刑、および、公雇用または公職について 6 年から 12 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

### 第 506 条の 2 (削除)

第 507 条 欠いていた行政職務権限を横領した、または、それら権限を有する者によるその正当行使を妨害した（一人制裁判所）裁判官または上級裁判官は、6 月から 1 年の禁固刑、3 月から 6 月の罰金刑、および、公雇用または公職について 1 年から 3 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 508 条 ① 司法職務権限を横領した、または、権限ある司法当局が言い渡した裁定の行使を妨害した当局または公務員は、6 月から 1 年の禁固刑、3 月から 6 月の罰金刑、および、公雇用または公職について 1 年から 3 年の停止刑に処せられる。

② 憲法で保障される（一人制裁判所）裁判官または上級裁判官の独立を、それらが審理している訴訟行為に関してそれらの者に指示、命令または請求を発して、侵害した当局、行政官または軍人は、1 年から 2 年の禁固刑、4 月から 10 月の罰金刑、および、公雇用または公職について 2 年から 6 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 509 条 （職務）回避を適法に要求されて、対応する管轄競合が判断されるのを待たずに、訴訟手続きを継続した（一人制裁判所）裁判官、上級裁判官、当局または公務員は、法律で許可される場合を除いて、3 月から 10 月の罰金刑、および、公雇用または公職について 6 月から 1 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

#### 第 4 節 基本的権利（の行使）および公的自由の行使に関連する罪

第 1 款 憲法で保障されている基本的権利および公的自由の行使の際になされた犯罪

第 510 条 **（2022 年改訂）** ① 次の者は、1 年から 4 年の禁固刑、および、6 月から 12 月の罰金刑に処せられる：

a) あるグループまたはその一部に対して、または、ある特定の人に対して、そのグループへの帰属を理由にして、人種差別主義、反ユダヤ主義、反ジプシー主義またはイデオロギー、宗教または信条、家族の状況、ある民族、人種または国家へのその（家族の）メンバーの帰属、その出身国、その性別、性的嗜好または（性的）同一性に係わる他の原因により、または、ジェンダー、貧乏人嫌い、疾病または障害を理由として、憎悪、敵意、差別または暴力を直接または間接的に公然と増長、奨励または扇動する者。

b) あるグループまたはその一部に対して、または、ある特定の人に対して、そのグループへの帰属を理由にして、人種差別主義、反ユダヤ主義、反ジプシー主義、または、宗教または信条、家族の状況、ある民族、人種または国家へのその（家族の）メンバーの帰属、その出身国、その性別、性的嗜好または（性的）同一性に係わる他の原因により、または、ジェンダー、貧乏人嫌い、疾病または障害を理由として、憎悪、敵意、差別または暴力を直接または間接的に増長、奨励または扇動し、やすい文書または他の種類の材料または媒体を作成する、調製する、配布目的で所有する、第三者にアクセスを提供する、配布する、流布する、または、販売する者。

c) あるグループまたはその一部に対して、または、ある特定の人に対して、そのグループへの帰属を理由にして、人種差別主義、反ユダヤ主義、反ジプシー主義、または、宗教または信条、家族の状況、ある民族、人種または国家へのその（家族の）メンバーの帰属、その出身国、その性別、性的嗜好または（性的）同一性に係わる他の原因により、または、ジェンダー、貧乏人嫌い、疾病または障害を理由として、犯罪が行われた時に、ジェノサイド、人道に反する犯罪または武力紛争の場合に保護される人および財物に対する犯罪を公然と否定、著しく軽視または称賛す

る者。このようにして、それらの者に対する憎悪、敵意、差別または暴力の雰囲気を増長または助長するとき。

② 次の者は、6月から2年の禁固刑、および、6月から12月の罰金刑に処せられる：

a) 前項に係わるグループのなんらかに、その一部に、または、ある特定の人に、そのグループへの帰属を理由にして、人種差別主義、反ユダヤ主義、反ジプシー主義、または、宗教または信条、家族の状況、ある民族、人種または国家へのその（家族の）メンバーの帰属、その出身国、その性別、性的嗜好または（性的）同一性に係わる他の原因により、または、ジェンダー、貧乏人嫌い、疾病または障害を理由として、卑下、過小評価または信用の失墜を抱かせる行為を介して、人の尊厳を傷つける者、または、当該グループのなんらかに、その一部に、または、ある特定の人に、それらへの帰属を理由にして、著しい卑下、過小評価または信用の失墜を表明することで人の尊厳をその内容で傷つけやすい文書または他の種類の材料または媒体を作成する、調製する、配布目的で所有する、第三者にアクセスを提供する、配布する、流布する、または、販売する者。

b) あるグループに、その一部に、または、ある特定の人に、そのグループへの帰属を理由にして、人種差別主義、反ユダヤ主義、反ジプシー主義、または、宗教または信条、家族の状況、ある民族、人種または国家へのその（家族の）メンバーの帰属、その出身国、その性別、性的嗜好または（性的）同一性に係わる他の原因により、または、ジェンダー、貧乏人嫌い、疾病または障害を理由として、（それらの者に）犯された犯罪を、公然の表現または流布のいかなる手段により称賛または正当化する者、または、それら（犯罪）に加担した者を称賛または正当化する者。

そのようにして当該グループに対する憎悪、敵意、差別または暴力の雰囲気を増長または助長するときは、当該行為は、1年から4年の禁固刑、および、6月から12月の罰金刑に処せられる。

③ 前各項に規定される刑は、当該行為が、SNS (comunicación social) を介して、インターネットを介して、または、情報技術を使用して、よって大勢の人にアクセス可能となって、実行されたときは、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

④ （犯罪）行為が、その状況から見て、公衆の平安をかき乱す、または、グループの構成員の間に不安または恐怖の感情を引き起こしやすいときは、刑は、1段階高い刑に引き上げられる可能性を持って、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

⑤ いずれにしても、犯罪の深刻さ、実行された犯罪に数、および、犯人に伴う事由に比例的に留意して、教育分野、スポーツ分野および余暇の分野で、教育職業または職務について、判決で場合に応じて科された自由剥奪刑の期間より3年から6年上回る期間の個別的公権剥奪刑が、さらに、科される。

⑥ 裁判官または裁判所は、前各項に係わる犯罪の目的たる、または、それらによって犯罪が行われたところの、書籍、ファイル、書類、記事およびいかなる種類の媒体の破壊、消去または不利用化を取り決める。犯罪が情報通信技術を介して行われたときは、コンテンツの撤去が取り決められる。

インターネット・アクセスのポータルまたはSNSを介して、前段に係わるコンテンツが排他的または優勢に広まる場合は、アクセスのブロッキングまたはアクセス提供の中断が命じられる。

第510条の2 第31条の2の規定に従って、法人が、前2条に含まれる犯罪に責任があるときは、2年から5年の罰金刑が科される。第66条の2の規則に留意して、同様に、裁判官および裁判所は第33条第7項のb)からg)に規定される刑を科することができる。

この場合、本法第510条第3項の規定が同様に適用される。

第511条 (2021年改訂) ① ある人に、(その人が)権利を持っているサービス提供を、そのイデオロギー、宗教または信条、その家族の状況、ある民族、人種または国家への帰属、その出身国、その性別、年齢、性的嗜好または同一性を理由として、ジェンダー、貧乏人嫌い、社会的排斥、患っている疾病またはその障害を理由として、拒絶する公共サービスを委託された私人は、6月から2年の禁固刑、12月から24月の罰金刑、および、公雇用または公職について1年から3年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 当該行為が、ある団体、財団、社団または組織に対して、または、そのメンバーに対して、そのイデオロギー、宗教または信条、その家族の状況、そのメンバーまたはメンバーのある者のある民族、人種または国家への帰属、その出身国、その性別、年齢、性的嗜好または同一性を理由として、ジェンダー、貧乏人嫌い、社会的排斥、患っている疾病またはその障害を理由として、行なわれるときは、同じ刑が適用される。

③ 本条に規定される行為を行う公務員は、同じ刑にその下限を上下限の差分の半分上回らせて処せられ、また、公雇用または公職について2年から4年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

④ すべての場合、教育分野、スポーツ分野および余暇の分野で、教育職業または職務について、科された刑の期間より1年から3年上回る期間の個別的公権剥奪刑が、さらに、その刑が自由剥奪であった場合、科される。科された刑が罰金刑の場合は、個別的公権剥奪刑は1年から3年期間となる。いずれにしても、犯罪の深刻さ、実行された犯罪に数、および、犯人に伴う事由に比例的に留意する。

第512条 (2021年改訂) ある人に、(その人が)権利を持っているサービス提供を、そのイデオロギー、宗教または信条、その家族の状況、そのメンバーまたはメンバーのある者のある民族、人種または国家への帰属、その出身国、その性別、年齢、性的嗜好または同一性を理由として、ジェンダー、貧乏人嫌い、社会的排斥、患っている疾病またはその障害を理由として、その職務または企業活動の行使において拒絶した者は、職業、職務または諸事業活動について1年から4年の個別的公権剥奪刑に、また、教育分野、スポーツ分野および余暇の分野において教育職業または職務について1年から4年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 513 条 不法な集会または示威活動は処罰される、次のものはそのような評価を受ける：

1. なんらかの犯罪を行なう目的で開催される集会等。
2. 武器、爆発物、鈍器または他の危険な物を持って人々が参加する集会等。

第 514 条 ① 前条第 1 号に含まれるいかなる集会または示威活動の主催者 (promotor) または指揮者、および、第 2 号に関して、その手の届く所にある全手段で第 1 号および第 2 号に規定される状況を阻止しようとしなかった主催者または指揮者は、1 年から 3 年の禁固刑および 12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。ここで、集会または示威活動を招集または司会する者は、それらの主催者または指揮者とみなされる。

② 武器その他の同等の危険な手段を備えて集会または示威活動に参加する者は、1 年から 2 年の禁固刑および 6 月から 12 月の罰金刑に処せられる。裁判官または裁判所は、当人の前歴、事件の状況および備えた武器または道具の特性に留意して、当該刑を 1 段階下げることができる。

③ 集会または示威活動開催の機会に、当局、その職員、人または公的または私的財産に対して暴力行為をなす者は、その犯罪に対応する刑に、その下限を上下限の差分の半分上回らせて処せられる。

④ 集会または示威活動の（開催）自由の適法な行使を妨げた、または、適法な集会または示威活動の展開を著しく混乱させた者は、当該行為が暴力をもってなされた場合は、2 年から 3 年の禁固刑に処せられる。また、事実上の手段または他のいかなる不法手続を介してなされた場合は、3 月から 6 月の禁固刑または 6 月から 12 月の罰金刑に処せられる。

⑤ 以前中止または禁止された集会または示威活動を新たに召集、開催または開催しようとしたいかなる集会または示威活動の主催者または指揮者は、これで憲法秩序を破壊、または、治安を著しく混乱させようとして企てた場合、6 月から 1 年の禁固刑および 6 月から 12 月の罰金刑に処せられる。ただし、場合に応じて、前各項に従って対応する刑を害しない。

第 515 条 (2021 年改訂) 違法な団体 (asociación) は処罰される、次のものはそのようである評価を受ける：

1. なんらかの犯罪を行なうことを目的とする団体、または、結成された後、その犯行を引き起こす団体。
2. 合法目的を有していても、その達成のため、暴力的手段、または、人格を変えるまたはコントロールする手段を取る団体。
3. 準軍 (paramilitar) 的な組織。
4. 人、グループまたは団体に対して、イデオロギー、宗教または信条、その家族の状況、そのメンバーまたはメンバーのある者のある民族、人種または国家への帰属、その出身国、その性別、年齢、性的嗜好または同一性を理由として、ジェンダー、貧乏人嫌い、社会的排斥、患っている疾病またはその障害を理由として、（そ

これらの者に対する)憎悪、敵意、差別または暴力を直接または間接的に公然と増長、奨励または扇動する団体。

#### 第 516 条 (削除)

第 517 条 第 515 条第 1 号、および、第 3 号から 5 号に規定されるケースでは次の者には次の刑が科される：

- ① 団体の創設者、理事および長には、2 年から 4 年の禁固刑、12 月から 24 月の罰金刑、および、公雇用または公職について 6 年から 12 年の個別的公権剥奪刑。
- ② 活動メンバーには、1 年から 3 年の禁固刑および 12 月から 24 月の罰金刑。

第 518 条 経済的協力またはその他の種類の協力をもって、目だって、第 515 条第 1 号、および、第 3 号から 5 号に規定される団体の創設、組織化または活動を助ける者は、1 年から 3 年の禁固刑、12 月から 24 月の罰金刑、および、公雇用または公職について 1 年から 4 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 519 条 違法団体の犯罪を行なうための扇動、共謀および教唆は、前各条に規定される行為にそれぞれ対応する刑より 1 または 2 段階低い刑に処せされる。

第 520 条 裁判官または裁判所は、第 515 条に規定されるケースでは、違法団体の解散を、また、場合に応じて、本法第 129 条の付加刑のなんらかを取り決める。

第 521 条 違法団体の犯罪では、犯行者が当局、その職員または公務員であった場合は、規定される刑に加えて、10 年から 15 年の絶対的公権剥奪刑が科される。

#### 第 521 条の 2 (削除)

第 2 款 良心の自由、宗教的感情および故人への畏敬に反する罪

第 522 条 次の者は、4 月から 10 月の罰金刑に処せられる：

- ① 暴力、威嚇、実力またはその他いかなる違法な強制によって、ある宗教団体のメンバーに、それらが信奉する信仰の固有の行為を實踐すること、または、それに参加することを妨げる者。
- ② 同じ手段で、他人に、信仰行為または儀式を實踐すること、それに参集すること、ある宗教を信奉するまたは信奉しない旨を表明する行為を行うこと、または、信奉する宗教を変更することを強制する者。

第 523 条 暴力、脅迫、騒乱または事実上の方策によって、法務・内務省 (Ministerio de Justicia e Interior) の対応する公簿に登録されている宗派の行為、機能、儀式または表明を妨げた、中断した、または、混乱させた者は、その (犯罪) 行為が信仰に向けられた場所で行われた場合は、6 月から 6 年の禁固刑に処せられ、その他の場所で行われた場合は、4 月から 10 月の罰金刑に処せられる。

第 524 条 寺院、信仰に向けられた場所または宗教儀式において、法的に保護された宗教感情を傷つけて冒瀆行為を行なった者は、6 月から 1 年の禁固刑または 12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

第 525 条 ① ある宗派のメンバーの感情を傷つけるために、言葉で、書面でまたはいかなるタイプの文書によって、その教義、信条、典礼または儀式を公然と嘲笑する者、または、それらを信奉または実践する者を公然と侮辱する者は、8 月から 12 月の罰金刑に処せられる。

② 言葉でまたは文書で、宗教またはなんらかの信条を信奉していない人を公然と嘲笑する者は同じ刑に処せられる。

第 526 条 死者の記憶への正当な敬意を欠いて、墳墓または墓を侵害した者、死体またはその遺骨を冒瀆した者、または、侮辱の意思を持って、骨壺、霊廟、墓碑または壁穴を破壊、変更または損傷した者は、3 月から 5 月の禁固刑または 6 月から 10 月の罰金刑に処せられる。

### 第 3 款 代替的社会給付の履行義務に反する罪

第 527 条 (内容なし)

第 528 条 (削除)

### 第 5 節 憲法上の保障に反して公務員によりなされた犯罪

#### 第 1 款 個人の自由に反して公務員によりなされた犯罪

第 529 条 ① ある刑事訴訟を、それを不法に請求する他の当局、公務員、軍人または行政官に引き渡した裁判官または上級裁判官は、公雇用または公職について 6 月から 2 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 被逮捕者の身柄が引き渡された場合、1 段階高い刑が科される。

第 530 条 犯罪のための事由が介在して、ある被逮捕者、在監者または有罪判決を受けた者のいかなる自由剥奪を、期間またはその他の憲法上または法的保障を侵害して、取り決めた、実行したまたは延長した当局または公務員は、公雇用または公職について 4 年から 8 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 531 条 犯罪のための事由が介在して、ある被逮捕者、在監者または有罪判決を受けた者の面会禁止を、期間またはその他の憲法上または法的保障を侵害して、取り決めた、実行したまたは延長した当局または公務員は、公雇用または公職について 2 年から 6 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 532 条 前 2 条に規定される行為が重過失で行なわれた場合は、公雇用または公職について 6 月から 2 年の停止刑に処せられる。

第 533 条 受刑者または収容者に不当な処罰または窮乏を科した、または、それらに不必要な厳格さを行行使した刑務所職員または未成年者の保護または矯正センターの職員は、公雇用または公職について 2 年から 6 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 2 款 住居不可侵およびその他のプライバシーの保護に反して公務員によりなされた犯罪

第 534 条 ① 犯罪のための事由が介在して、また、憲法上または法的保障を遵守しないで、次のことをする当局または公務員は、6 月から 12 月の罰金刑、および、公雇用または公職について 2 年から 6 年の個別的公権剥奪刑に処せられる：

1. 居住者の同意なしに住居に入る。
2. その者の住居の中にある、書類、文書または身の回り品を、所有者が自由意思でその同意を与えないのに、搜索する。

搜索の後にすぐ搜索された書類、文書または身の回り品を所有者に返還しなかった場合は、刑は、公雇用または公職について 6 年から 12 年の個別的公権剥奪刑、および、12 月から 24 月の罰金刑となる。ただし、横領に対応する可能性のある刑を害しない。

② ある人の書類、文書または身の回り品の適法な搜索の機会に、その者の財物に不正な侮辱または不必要な損傷を犯す当局または公務員は、これらの行為に対して規定される刑に、その下限を上下限の差分の半分上回らせて、処せられ、また、加えて、公雇用または公職について 2 年から 6 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 535 条 犯罪のための事由が介在して、憲法上または法的保障を侵害して、いかなる種類の私信、郵便物または電信を横取り（傍受）した当局または公務員は、公雇用または公職について 2 年から 6 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

得た情報を暴露または漏洩した場合は、個別的公権剥奪刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科され、加えて、6 月から 18 月の罰金刑が科される。

第 536 条 犯罪のための事由が介在して、憲法上または法的保障を侵害して、電気通信を傍受した、または、音声、画像または他のいかなる通信情報の盗聴、伝送、録音または再生の技術的装置を使用した当局または公務員は、公雇用または公職について 2 年から 6 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

得た情報を暴露または漏洩した場合は、個別的公権剥奪刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科され、加えて、6月から18月の罰金刑が科される。

### 第3款 その他の個人の権利に反して公務員によりなされた犯罪

第537条 被逮捕者または拘留者に弁護士支援を受ける権利を阻止または妨害する、当該支援を受ける権利の放棄を得るまたは助長する、または、その者の権利および逮捕理由を直ちにかつ理解できるように告げない当局または公務員は、4月から10月の罰金刑、および、公雇用または公職について2年から4年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第538条 事前の検閲を設定する、憲法および法律で許可されている場合でなくして書籍または新聞の版を回収する、または、その発行またはいかなるラジオ・テレビ放送を停止する当局または公務員は、6年から10年の絶対的公権剥奪刑に処せられる。

第539条 事前の司法裁定なしに、適法に設立された団体を解散させる、または、その活動を停止させる、あるいは、適法な原因なしにその会議の開催を阻止する当局または公務員は、公雇用または公職について8年から12年の個別的公権剥奪刑、および、6月から12月の罰金刑に処せられる。

第540条 法律によって明示的に認められた場合ではなく、平穏な集会を禁止する、または、解散させる当局または公務員は、公雇用または公職について4年から8年の個別的公権剥奪刑、および、6月から9月の罰金刑に処せられる。

第541条 許可された場合ではなく、かつ、法的要件を遵守せずに、ある人からその財物を収用する当局または公務員は、公雇用または公職について1年から4年の個別的公権剥奪刑、および、6月から12月の罰金刑に処せられる。

第542条 憲法および法律によって認められている他の公民権の行使を意図的に妨げる当局または公務員は、公雇用または公職について1年から4年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

### 第6節 スペインへの侮辱の罪

第543条 スペイン、自治州またはそのシンボルまたは紋章への言葉での、書面による、または、事実上の侮蔑または侮辱は、公然となされると、6月から12月の罰金刑に処せられる。